

八代市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成27年2月2日から平成27年2月13日に実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年3月23日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 藤 崎 智

八代市監査委員 上 村 哲 三

目 次

財政援助団体監査

○八代よかところ宣伝隊

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象団体	1
5	対象団体の概要	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	2
9	意見・要望	3

出資団体監査

○かがみ街づくり株式会社

1	監査の種類	4
2	監査の範囲	4
3	監査の実施期間	4
4	監査の対象団体	4
5	対象団体の概要	4
6	監査の方法	5
7	監査の着眼点	5
8	監査の結果	5
9	意見・要望	6
	参考資料	8

財政援助団体監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体監査

2 監査の範囲

平成25年度における補助金に係る出納その他の事務

3 監査の実施期間

平成27年2月2日から平成27年2月13日まで

4 監査の対象団体

団体の名称	主管課
八代よかところ宣伝隊	観光振興課 八代ブランド営業総室

5 対象団体の概要

名 称	八代よかところ宣伝隊
設立年月日	平成16年8月31日（平成18年5月に現名称に変更）
所在地	八代市上日置町4772-10 JR新八代駅内
役員・従業員	理事長 中村博生 副理事・専務理事各1名 理事13名 監事2名 従業員7名
設立の目的	八代市の産業経済の活性化及び観光振興に寄与すること
主な事業	1. 物産展の開催 2. ふるさと直送便事業 3. 全国花火競技大会バスツアー事業
補助金	1. よかところ宣伝隊補助金 7,960,000円（観光振興課） 2. 物産振興補助金 450,000円（八代ブランド営業総室） 3. 福岡物産展補助金 800,000円（八代ブランド営業総室）

6 監査の方法

今回の監査は、対象団体から補助事業に関する事業報告書、収支決算書、出納関係帳票、経理等諸規定等の資料、主管課から補助金交付事務に関する簿冊の提出を求め、これらを審査するとともに、対象団体の関係者から事情聴取を行うなどにより実施した。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 事業計画書、予算書、決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか
- ・ 事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か
- ・ 補助金に係る収支の会計処理は適正か
- ・ 決算報告は適正に行われているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 補助金交付目的、補助対象事業の内容は明確か
- ・ 補助金に関する条件の内容は明確か
- ・ 補助金の交付方法・時期・手続は適正か
- ・ 補助事業の履行確認は実績報告書等によりなされているか
- ・ 補助金変更申請の手続きは適切に行われているか
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・ 補助金の目的や効果から判断して、見直しをする必要はないか

8 監査の結果

平成25年度における当該団体及び主管課の事務については、概ね適正に執行されているが、一部において不適切な事務処理等が見られたのでその状況を記載する。

主管課にあつては、財政援助団体に対する指導を含めた適切な措置を講じ、対象団体にあつては、主管課の指導に応じて適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期していただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し改善を要望したので記述を省略した。

(1) 団体に関する事項

- ① 広告宣伝費において、事業計画書にない協賛金等の支出があった。

八代市商工観光振興事業補助金交付要綱では、「その決定を受けた内容を変更しようとするときは補助金交付変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない」と規定されている。

補助金交付要綱に基づき、適正に変更申請を行っていただきたい。

- ② 自主事業と補助事業の区別があいまいで、補助対象事業と思われない事業が実績として報告されていた。

補助金は補助目的に添って正しく使用されなければならない。

補助対象となるか不明瞭な経費については、事前に主管課に確認するなど、適切な補助金の執行を行っていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

- ① 補助金交付要綱等では補助対象経費及び補助割合等が定められておらず、補助額の算定が不明瞭なものとなっていた。

補助金交付に際しては、その算定方法を明確にする必要がある。

補助金の補助対象経費及び補助割合等を具体的に定め、補助金交付事務の客観性の向上を図っていただきたい。

- ② よかところ宣伝隊補助金において、全額が団体の支払時期を考慮せず、年度前半に支払われていた。

補助金は、交付先の事業内容等を考慮の上、支払時期と支払方法を判断していただきたい。

9 意見・要望

八代よかところ宣伝隊は、その前身である八代シティ・プロモーションセンターの設立に市が関与し、活動を支援してきた団体である。

今回、補助金交付団体として監査を実施したが、監査結果で述べたとおり、補助金交付の基準等が不明瞭なまま予算額で補助金が交付されていた。平成26年度からは補助金が大幅に削減されているものの、市が支援してきた団体であることから、これまでは前例踏襲により安易に補助金を交付し、又は補助金を使用してきたのではないかとの懸念を抱いた。

補助金の交付については、補助金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意する必要がある。

主管課にあっては、補助金が公正かつ効率的に使用されるよう補助金交付基準等を定め、補助金交付に際しては補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか慎重に審査するとともに、団体への指導監督を適切に行っていただきたい。

八代よかところ宣伝隊にあっては、十分効果が上げられるよう最善の努力を行っていただきたい。また、自主事業の充実により民間団体として独立性を高められるとともに、今後とも、本市の産業経済の活性化及び観光振興に取り組んでいただきたい。

出資団体監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査

2 監査の範囲

出資に係る事業の実施状況

3 監査の実施期間

平成27年2月2日から平成27年2月13日まで

4 監査の対象団体

団体の名称	主管課
かがみ街づくり株式会社	鏡支所総務振興課

5 対象団体の概要

名 称	かがみ街づくり株式会社
設 立 年 月 日	平成5年2月3日
所 在 地	八代市鏡町鏡63番地1
資 本 金	479,100,000円
株 式 等	発行済株式総数9,582株 八代市保有株数4,292株（出資比率44.8%）
役員・従業員	代表取締役 岡村正明 その他取締役5名 監査役2名 従業員0名
設 立 の 目 的	1. 地域開発振興事業に関する調査、研究、企画設計、監理及びその受託事業 2. 集合店舗並びに個店の建設及び経営管理指導業務 3. 不動産の賃貸業務並びに仲介業務 4. 農林産物、畜産物、水産物、花木の販売業務 5. 農業、商業、観光旅行に関する情報の収集、伝達、宣伝販売業務 6. 観光用みやげ品、工芸品、民芸品の研究開発、販売及びその受託業務 7. 建物清掃受託業務 8. 損害保険代理業務 9. 料理飲食店、遊戯場の経営 10. 前各号に附帯する一切の業務
主 な 事 業	1. アーバンショッピングシティ入居者への店舗施設賃貸事業 2. ホール、会議室等コミュニティ施設貸出事業 3. 地域商店街活性化推進事業

6 監査の方法

今回の監査は、対象団体から出資に係る事業に関する事業報告書、収支決算書、出納関係帳票、経理等諸規定等の資料、主管課から出資団体に関する簿冊の提出を求め、これらを審査するとともに、対象団体の関係者からの事情聴取、実査により行った。

7 監査の着眼点

(1) 団体に関する事項

- ・ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- ・ 関係帳票の整備、記帳は適切か、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か、経費節減は図られているか

(2) 主管課に関する事項

- ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
- ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか
- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導を行っているか
- ・ 増・減資はあるか、配当金は確実に収入されているか

8 監査の結果

平成25年度における当該団体及び主管課の事務については、概ね適正に執行されているが、一部において不適切な事務処理等が見られたのでその状況を記載する。

主管課にあつては、出資団体に対する指導を含めた適切な措置を講じ、対象団体にあつては、主管課の指導に応じて適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期していただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、関係者に対し口頭で指摘し改善を要望したので記述を省略した。

(1) 団体に関する事項

- ① 総勘定元帳において、「その他利益剰余金」の記載が誤っていた。
正確に記載をしていただきたい。
- ② コミュニティ施設の使用料金の取扱いにおいて、徴収額の誤りや、料金の引き渡しの遅れが見られた。
使用料金は施設管理運営規則に定められており、使用料の引き渡しは覚書に、翌月5日までと定められている。
施設管理運営規則及び覚書に基づき適正な事務処理が行われるよう、事務の委託先に改善を要求していただきたい。

- ③ 施設の清掃は外部委託されているが、申込書類、契約書、仕様書等の契約内容が確認できる書類が作成・保管されておらず、清掃箇所や清掃頻度等契約内容が確認できなかった。

契約書類は、契約内容を証するために必要な書類である。

契約内容を確認できるように、委託者と契約書類を取り交わしていただきたい。

(2) 主管課に関する事項

- ① 以前実施された内部監査の指摘事項として、かがみ街づくり(株)と賃借人であるアーバンショッピングシティ協同組合(以下「協同組合」という。)の費用負担の明確な分離、地代等各種経費の見直し、経理事務の委託、規約等の整備が挙げられている。

指摘事項の中には、改善されているものもあるが、取り組みが不十分と思われるものも見受けられた。

主管課として継続的な指導監督を行っていただきたい。

- ② 役員会や協議の記録が保存されていない期間があるため、重要事項の検討経緯等が確認しにくい状態となっている。

主管課として指導監督を行うためには、今までの経緯を把握しておく必要がある。

担当者が異動しても諸問題の経緯が分かるように、記録を残しておいていただきたい。

- ③ 社長と、大株主である中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の間では出資金回収等について協議されているようであるが、市と機構の間では、意見の交換があまりなされていない。

営業損失の計上が常態化していることもあり、大株主である市と機構の間でも、今後の方針等について協議を行っていただきたい。

9 意見・要望

かがみ街づくり(株)の賃貸物件である鏡ショッピングシティは建築後22年を経過しており、今後、老朽化した機械・設備の修理費の増加が見込まれる。

財務状況では、平成25年度は5,548,384円の営業損失となっており、例年500万円前後の営業損失となることが常態化し、これまで積み上げられてきた現金・預金は長期借入金の返済や賃料引き下げの原資に充てられ、かなり減少している。また、平成26年3月に土地評価損239,903,908円が計上され、繰越利益剰余金が△248,523,333円となっている。

個別経費について見ると、付属設備等の維持管理費用について、かがみ街づくり(株)と協同組合の費用負担区分が不明瞭なものが見られた。賃料に付属設備等の維持管理費用の負担分も含まれているとの説明であったが、積算根拠等詳細は不明であった。

第22期事業報告書(平成26年6月20日)を見ると、「テナント家賃を抑えることにより、熾烈な競争を強いられているテナントの競争力強化を図る」ことが記載されている。現に、平成19年度と平成22年度に賃料が引き下げられ、平成25年11月からは、高度化資金完済に伴い、返済金に対するテナント負担分が全額引き下げられている。

本来、賃料等の費用負担の面では、賃貸人と賃借人は利益相反関係にあるとしても、共存共栄に向かうことは望ましい姿であるが、今回の監査を通して、かがみ街づくり(株)の経営方針が、賃借人の利益を優先する方向に偏っているように感じられた。

この背景として、かがみ街づくり(株)の取締役6名のうち3名が協同組合の構成員であること。代表取締役はその中から選出されていることが挙げられ、経営方針に影響していると思われる。

協同組合が運営する商業施設については、熾烈な競争下にあるとのことであるが、かがみ街づくり(株)についても、修理費等の増加が見込まれることから、さらなる経営状況の悪化が懸念される場所である。

かがみ街づくり(株)にあっては、本来、協同組合が負担すべきと思われる維持管理費用を精査し、賃料等設定の透明性を確保した上で適切な費用負担を求めるなど、協同組合の経営を明確に区別し、自社(かがみ街づくり(株))の利益確保に前向きに取り組まれるよう要望する。

主管課にあっては、関係課の役割分担を整理するとともに、かがみ街づくり(株)が相当の市有財産を投下して設立された法人であり、その損失は公益の損失でもあることに特に留意し、一定の私的利益の確保には配慮しつつも、最大の公益を得られるよう適切な指導監督を行われるよう要望する。

参 考

かがみ街づくり株式会社決算報告

損益計算書

(自) 平成 25 年 4 月 1 日 (至) 平成 26 年 3 月 31 日

科 目		金 額 (円)	
【純売上高】			
受取家賃		20,238,782	
コミュニティ使用料		973,034	
負担金収入		5,600	21,217,416
売上総利益			(21,217,416)
【販売費及び一般管理費】			26,765,800
営業損失			(5,548,384)
【営業外収益】			
受取利息		5,356	
雑収入		3,678,676	3,684,032
経常損失			(1,864,352)
【特別損失】			
土地評価損		239,903,908	239,903,908
税引前当期純損失			(241,768,260)
法人税、住民税及び事業税			1,286,700
当期純損失			(243,054,960)

貸借対照表

(自) 平成 25 年 4 月 1 日 (至) 平成 26 年 3 月 31 日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 9,863,089】	【流動負債】	【 2,486,839】
現金及び預金	8,104,589	未払金	1,475,839
前払費用	458,500	未払法人税等	807,600
未収入金	1,300,000	未払消費税等	203,400
【固定資産】	【 223,200,417】		
(有形固定資産)	(222,760,449)	負債の部合計	2,486,839
建物	130,040,880	純資産の部	
建物付属設備	5,611,753	【株主資本】	【 230,576,667】
構築物	7,018,380	(資本金)	(479,100,000)
整備費	374,404	資本金	479,100,000
工具器具備品	215,032	(利益剰余金)	(△248,523,333)
土地	79,500,000	繰越利益剰余金	△248,523,333
(無形固定資産)	(149,968)		
電話加入権	149,968		
(投資その他資産)	(290,000)		
敷金	290,000	純資産の部合計	230,576,667
資産の部合計	233,063,506	負債及び純資産の部合計	233,063,506